

水 大 第 2153 号
令和 8 年 1 月 14 日

AC12 合同会社

AC12 一般社団法人 職務執行者 中垣 光博 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



姫路相生太陽光発電所に係る早期段階環境配慮書に関する知事意見書
について（送付）

令和 7 年 12 月 16 日付けで提出のあった標記の早期段階環境配慮書について、環境
影響評価に関する条例（平成 9 年 3 月 27 日条例第 6 号）第 7 条の 4 第 1 項の規定に
より、知事意見書を別添のとおり作成しましたので、送付します。

知事意見書

AC12 合同会社

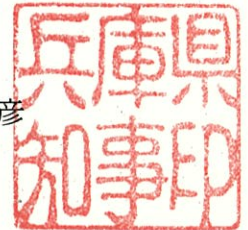
AC12 一般社団法人

職務執行者 中垣 光博

姫路相生太陽光発電所に係る早期段階環境配慮書に関する知事意見は下記のとおりである。

令和8年1月14日

兵庫県知事 齋藤 元彦



記

標記事業の早期段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、AC12 合同会社が、相生市内で面積約 85ha の太陽電池発電所を新設する計画であり、事業を通じて社会における再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減に資することを目的として、事業を実施するとしている。

ゴルフ場の敷地を太陽電池発電所として転用するものであり、原則として新たな土地造成、樹木伐採及び調整池の設置等の土地改変は行わない計画であるものの、ゴルフ場建設時に植えられたコース間の区切りの樹木の伐採等の工事の実施及び施設の供用により地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

このことから、事業計画の策定及び環境影響評価の実施にあたっては、選定した早期段階配慮事項への配慮はもとより、以下の措置を適切に講じることにより、環境への影響を回避・低減する必要がある。

1 全体的事項

- (1) 可能な限り高効率の太陽光パネルの採用及び効率的な配置方法の選定、太陽光パネル設置範囲や資機材の低減、土地改変の最小化に努め、より環境影響を低減でき

る事業計画とすること。また、環境影響評価概要書（以下「概要書」という。）には、太陽光パネルの規模及び配置並びに工事の実施内容等の事業計画を具体的に記載すること。

- (2) コース間の区切りの樹木の伐採を最小限に抑えること。また、残置森林として保全する区域を概要書に明記すること。
- (3) 工事に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、省エネルギー機材の利用等の環境保全措置を具体的に概要書に明記すること。
- (4) 施設周辺の雑草の繁茂への対策について、薬剤の使用や防草シートの敷設など、その方法によっては周辺水域の水質への影響が生じる場合や調整池の改修等を要する場合があるため、環境に配慮した防草方針を含めた適切な維持管理方法を検討し、具体的に概要書に明記すること。
- (5) 事業実施想定地域及びその周辺において、ゴルフ場から太陽光発電所への土地利用の変化に起因する斜面の崩落や土砂の流出等の問題が生じないように、防災対策を確実に実施すること。加えて、設備の管理不備による火災が発生しないよう、安全対策を確実に実施すること。
- (6) 災害等によって大量の破損パネルが発生した場合、保管及び処理の方法によっては敷地外へのパネルの流出や感電等の事故が懸念されることから、適切な対応計画を作成すること。
- (7) 事業終了後、環境影響が生じないように当該設備を確実に撤去すること。
- (8) 事業実施想定地域は現在ゴルフ場として営業している状況であることから、事業実施想定地域及びその周辺の生活環境及び自然環境の状況を適切に把握できるよう、現況調査の方法及び期間等を検討すること。
- (9) 環境影響評価の実施にあたり、環境影響評価指針（平成 10 年 1 月 9 日兵庫県告示第 28 号）を踏まえ、調査及び予測方法の選定並びに環境保全目標の設定を行うこと。
- (10) 配慮書、概要書等の作成書類のインターネットでの公表については、縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境・騒音・振動

ア 概要書では、工事の実施内容等の事業計画及び近隣住居等の保全対象との離隔距離を具体的に記載するとともに、大気環境、騒音並びに振動について適切な調査・予測及び評価の実施並びに具体的な環境保全措置を検討すること。

イ 工事用資材等の搬出入に伴い車両が住居近傍を通過する計画であることから、配慮書に記載の環境保全対策に加え、大型車両台数の抑制等により、周辺環境へ

の影響を低減するよう配慮すること。

(2) 水質

事業実施想定地域周辺には農用地区域が分布しており、周辺の河川は農業用水等の水源としての利用が考えられる。配慮書では、地形改変及び施設の存在に伴う流況変化及び水の濁りが早期段階配慮事項として選定されていないが、事業実施想定地域からの流出雨水量の変化に伴う河川の流況及び水質への影響が想定される。

概要書においては、予測及び評価を行う環境要素として、地形改変及び施設の存在に伴う流況の変化、水の濁りを選定すること。また、工事中及び供用後において濁水の発生や地質的要因による有害物質の流出等による水質への環境影響が生じないように、施設の維持管理体制も含めて適切な事業計画を作成すること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 事業実施想定地域内及びその周辺には、緑地、森林、河川及び調整池等、多くの動植物が生息・生育している場所が存在し、特に調整池の排水先の矢野川、小河川には、重要な種を含め多様な水生生物が存在している可能性が高い。

施設の配置や工事の実施内容など事業計画の内容によっては、これらの場所に影響が生じる可能性が考えられることから、現地調査を含めた適切な調査・予測及び評価の実施並びに具体的な環境保全措置を検討すること。

イ 事業実施想定地域内及びその周辺の緑地、森林及び調整池等において、侵略的外来種が存在する可能性があることから、現地調査を行い、適切な防除計画を含めて事業計画を策定すること。

ウ 小型の哺乳類相、特にコウモリ類等に対して現地調査を含めた適切な調査・予測及び評価の実施並びに具体的な環境保全措置を検討すること。

(4) 景観

太陽光パネルの規模及び配置の検討にあたっては、主要な眺望点だけでなく近隣住民の身近な視点場についても十分検討し、景観を損なわないよう配慮すること。